

鎌倉市議会だより

鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：0467(23)3000 内線 2448 FAX：0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ…………… [鎌倉市議会](#) [Q検索](#)

メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

編集発行：鎌倉市議会広報委員会

平成29年12月定例会（12月6日～12月22日） 鎌倉市事務分掌条例の一部改正議案を可決

●定例会の概要

- ・12月定例会では20名の議員が一般質問を行いました。
- ・市長提出議案として、条例関係議案6件、補正予算議案2件、その他議案9件を可決し、鎌倉市監査委員の選任議案、人権擁護委員の推薦議案にそれぞれ同意しました。
- ・議員提出議案として、「松尾市長に対する問責決議について」を可決しました。
- ・請願1件を採択しました。

●定例会等の主な動き

本会議（12/6～12）……………	一般質問、議案上程、採決（2・4面）
各常任委員会（12/13～15・18）………	議案、請願・陳情審査等（3・4面）
議会全員協議会（12/21）……………	（3面）
本会議（12/22）……………	委員長報告、議案上程、採決（4面）

鎌倉市議会の1年

鎌倉市議会の1年の
主な流れについてご案内します

1月

2月

3月

4月

5月

6月

・議員研修会

定例会

予算等を審査

「定例会」とは？

2、6、9、12月の年4回、約1カ月間開かれる会議です。議会の場で話し合う議案は、常任委員会に付託し、審査します。審査が終わったら、改めて全員が出席する本会議を開き、各常任委員会の委員長から審査結果の報告があり、その後採決を取ります。



挙手で賛否をあらわします。

・議会報告会&意見聴取会

定例会



市内2カ所で実施します。審査内容の報告と、市政、議会に対するご意見を伺います。



さまざまなテーマについて、講師を招き研修を行っています。



各常任委員会等で先進市へ視察を行います。



姉妹都市の議員と交流します。

7月

8月

9月

10月

11月

12月

・議員研修会

定例会

決算等を審査

・行政視察

・行政視察
・姉妹都市交流
・議員研修会

定例会

「議会の権限」とは？

市議会には、市民の代表として十分な活動が出来るよう議決権、調査権などの権限が与えられています。

- ・**議決権**… 市政を進めていく上での重要な案件は、市議会の決定が必要で、これを**議決**といいます。議決が必要なものとして、①条例を定めたり、改正すること。②市の予算を定めたり、決算を認定すること。③市の税金、使用料、手数料などを決めること。④一定の金額以上の工事や物件の購入の契約を決めること。⑤副市長、教育委員、監査委員などの選任に同意することなどがあります。
- ・**調査（検査）権**… 市の仕事が決められたとおりに無駄なく行われ、本当に市民のためになっているかということについて、厳しく見定めるため、事務の調査や検査、監査委員に監査を求めることができます。

「広報活動」

市民の皆様には議会での審査結果を報告するため、「かまくら議会だより」、「議会報告会・意見聴取会」、「市議会ホームページ」等で周知を行っております。また、議会が閉会中にも、行政視察や、各種研修を行い、政策提言のため活発に活動しています。